

# すこやか

S U K O Y A K A



# No.34

2011.1.1

●編集・発行

財団法人 広島県勤労者福祉推進協会

本部/〒732-0825 広島市南区金屋町1番17号ワークピア広島内

TEL: 082-261-4208 FAX: 082-263-7586

<http://www3.ocn.ne.jp/~kinnrou/>



## 新年のご挨拶

理事長 堺 敏光

新年、明けましておめでとうございませう。皆様にとって希望に満ちた幸多き年でありますように心からお祈り申し上げます。

昨年を振り返りますと、ギリシヤの財政破綻から端を発し、ユーロ危機という形で金融不安が広がり、アメリカ経済の回復も期待できないことなどから急激な円高と株安となりました。今の為替水準では日本企業にとってボディーブローのように効いてきています。

そのような厳しい環境下ではありますが、勤労者協会は「勤労者の福祉の増進に寄与する」ことを目的として各種の福祉事業に取り組み、勤労者の皆さんの生活向上にお役に立つよう各種事業の充実・改善に努めてまいりました。その結果、事業推進計画に沿って順調に推移していますし、財政健全化の観点での取り組みや業務の効率化による経費削減により、財務状況については健全財政を維持しています。

本年の当協会の重要課題は、公益法人制度改正と保険業法の改正への対応であります。本協会の維持・発展のためにも遺漏なき対応を図る所存であります。今後も勤労者協会にとって厳しい環境下での事業推進となりますが、協会の設立趣旨に沿って役員員の総力で各事業を推進していく所存です。

最後になりますが、皆さんのご健康とご多幸を心からご祈念申し上げます。今後とも当協会の事業活動に対してのご理解とご協力をお願いし、新年にあたっての挨拶といたします。

平成二十三年 元旦

## 明けましておめでとうございます

新春を迎え皆様のご多幸をお祈り申し上げます。旧年中の弊協会に対するご厚情に深く感謝申し上げますと共に、本年もご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

(財)広島県勤労者福祉推進協会 役職員一同





# 勤労者協会の共済制度



勤労者協会は勤労者およびOBの方々のための各種福祉事業を推進している財団法人です。事業の中の一つ、相互救済事業で扱っている火災共済、総合共済は、営利を目的とせず相互救済の精神を基本としていますので、ご加入者の皆さんにとって「安い掛金」で「有利な保障」となっています。

安い・入りやすい・保障がいい

**火災共済**

**共済金は最高4,700万円**

臨時費用  
含む

掛金は1口あたり、10万円保障で

**木造: 6円/月・70円/年 鉄筋: 3円/月・35円/年**

**損害時の共済金は再取得価額を給付  
(新価格方式)**



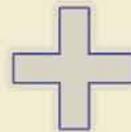
**損害原因**



上記の損害原因で契約家屋・家財に損害が発生した時、火災共済金をお支払いします。

全焼損の時 = 10万円 × 加入口数 = 給付額

半焼損・一部焼損の時 = 被災箇所の修復工事費用、被災物の購入・修理の為の費用を、  
計算した額 (減価償却無し)



**臨時費用**

最高200万円

左記①～④の災害で、実損査定給付額の15%相当額を臨時費用として火災共済金にプラスしてお支払いします。

但し、200万円を限度とします。落雷の電気機器等のみの故障には適用しません。

火災共済に加入していれば上記①～④以外に、以下の9つの付加共済金を給付

- 風水雪害損害
- 車両飛び込み損害
- 物置・納屋の全半焼見舞金
- 風呂の空焚き
- 水漏れ損害
- 凍結によるパイプの破裂損害
- 失火見舞金
- 地震噴火による自家全焼見舞金
- 死亡弔慰金

**総合共済**

総合共済は、加入会員およびその家族の慶弔、傷病、住宅災害、退職者餞別金等を給付する扶け合いの制度で、企業、企業内団体、社内親睦会等団体単位でのご加入となる共済です。その構成員が会員(被共済者)となります。個人での加入は出来ません。

**安い掛金 1口 月々わずか100円 最高3口まで**

(共済事由)

- 死亡弔慰金
- 障害見舞金
- 傷病見舞金
- 住宅災害見舞金
- 結婚祝金
- 出産祝金
- 新入学祝金
- 成人祝金
- 銀婚祝金
- 退職者餞別金



**今年の成人の日は1月10日(月)**

成人祝金給付該当者は2010年4月2日～2011年4月1日の間に満20歳の誕生日を迎えられた方です。